

令和2年第11回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和2年10月22日 午前9時30分から
- 2 場所 会津若松市河東公民館2階大ホール
- 3 委員 農業委員19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

3番委員	本田 武史				
------	-------	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主査	慶徳 幸一郎	主事	相澤 俊輔		

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p> <p>(農業委員 1 番)</p> <p>庄 司 遼 委員</p>	<p>只今より、令和 2 年第 11 回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>これより日程に基づき議事を進めますが、欠員となっている農業委員として、去る 10 月 1 日に、庄司遼委員が市長より任命を受けられましたので、ご紹介いたします。</p> <p>庄司遼委員挨拶</p>
<p>会 長</p>	<p>庄司委員の任命に伴い、農業委員の議席番号につきまして、庄司委員の議席番号を 1 番とし、多田委員以下それぞれ 1 番ずつ繰り下げといたしますのでご了承願います。</p> <p>なお、庄司委員の担当地区につきましては、第 1 区、旧市・一箕・東山地区となりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。</p> <p>また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は 19 名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第 10 条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は 17 名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 9 番)</p> <p>渡部 政治 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員 8 番・佐野 和枝委員、農業委員 9 番・小檜山 祐一 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>門田地区担当委員より 1 番から 2 番について説明願います。</p> <p>議案第 42 号、1 番・2 番について、推進委員 9 番渡部より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、家族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、10 月 19 日午前 9 時 30 分より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご</p>

<p>会 長</p> <p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>報告いたします。</p> <p>大戸地区担当委員より 3 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 2 号、3 番について、推進委員 1 1 番二瓶より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件については、家族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、10月14日午後4時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 14 番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 4 番から 5 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 2 号、4 番・5 番について、推進委員 1 4 番星より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件については、農家間による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、10月10日午後2時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 6 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 2 号、6 番について、推進委員 1 7 番棚木より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、10月13日午前8時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 42 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>

	<p>川南地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員6番) 星 富士雄 委員</p>	<p>農業委員6番星より、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、既存宅地と一体として農家住宅を造成するものです。 農地区分については第1種農地ではありますが、集落接続事業に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、10月16日午前9時20分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。 (なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第43号 は原案のとおり決せられました。 次に、議案第44号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。 まず、所有権移転について各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>農業委員3番長尾より(議案第44号) 所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者への所有権の移転です。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき9月25日 午前9時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>館ノ内地区担当委員より2番について説明願います。</p>

(推進委員 14 番) 星 俊典 委員	<p>推進委員 1 4 番星より（議案第 4 4 号） 所有権移転の 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における所有権の移転です。</p> <p>農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 0 月 1 5 日 午後 2 時より地区担当委員 2 名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>次に、利用権設定についてお願いします。</p> <p>門田地区担当委員より 1 番から 2 番について説明願います。</p>
(農業委員 18 番) 渡部 政美 委員	<p>農業委員 1 8 番渡部より（議案第 4 4 号）利用権設定の 1 番から 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 0 月 1 9 日午前 1 0 時 3 0 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>湊地区担当委員より 3 番について説明願います。</p>
(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員	<p>農業委員 4 番渡部より（議案第 4 4 号）利用権設定の 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 0 月 2 0 日午後 3 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>荒井地区担当委員より 4 番について説明願います。</p>
(推進委員 12 番) 鈴木 純一 委員	<p>推進委員 1 2 番鈴木より（議案第 4 4 号）利用権設定の 4 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>4 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 0 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>館ノ内地区担当委員より 5 番について説明願います。</p>
(農業委員 16 番) 渡部 裕末 委員	<p>農業委員 1 6 番渡部より（議案第 4 4 号）利用権設定の 5 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 0 月 1 5 日午後 3 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p>

会 長	<p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 44 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 44 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 45 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について を議題といたします。</p> <p>(鈴木 衛 委員 退席)</p>
会 長	<p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第 45 号農用地利用配分計画（案）に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用配分計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和 2 年 10 月 5 日付け 2 農政第 8 5 7 号で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」をご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
農政課	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第 4 5 号農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>10 月総会の案件は、一般地区、上高野・中地・平沢地区、東田面地区になります。</p> <p>8 ページから 9 ページ上段をご覧ください。初めに一般地区の審議をお願いします。</p> <p>当該地区については、農地所有適格法人の設立に際し、同法人の構成員が個人で契約していた農地について解約し、残りの期間を同法人に貸付を行うものになります。</p> <p>次に、9 ページ上段から 10 ページ上段をご覧ください。上高野・中地・平沢地区になります。</p> <p>上高野・中地・平沢地区では、平成 3 1 年 3 月の農業委員会総会におきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご意見をいただいております。</p> <p>当該農地につきましては、担い手農家の借り手の変更による農用地利用配分計画（案）を作成いたしました。</p> <p>次に 10 ページ下段をご覧ください東田面地区になります。</p> <p>該当農地につきましては、これまで農地利用配分計画を活用し、10 年間福島県農業振興公社へ貸し付けられておりましたが、地区の農地所有適格法人が借り受けていた期間が終期を迎えたため、引き続き同法人へ貸付を行うこととなります。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>

会 長	このことについて、何か質問等ありませんか。
(農業委員 13 番) 吉田 武幸 委員	一般地区の農地所有適格法人の賃借料について、同じような地区、地番で金額に差があるがなぜか。
農政課	農地所有適格法人への貸付に当たり、構成員が個人で契約していた内容を踏襲することとしたため金額に差が生じたものです。
会 長	よろしいですか。
(農業委員 13 番) 吉田 武幸 委員	了解しました。
会 長	他にございませんか。
	(なし の声あり)
会 長	それではお諮りいたします。 議案第 45 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを 原案どおり決することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 45 号 は原案のとおり決せられました。
	(鈴木 衛 委員 着席)
会 長	次に、議案第 46 号 現況確認証明願について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。
	湊地区担当委員より 1 番について説明願います。
(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員	農業委員 4 番渡部より、議案第 4 6 号「現況確認証明願について」の 1 番について報告いたします。 申請の詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件について、昭和 5 9 年に前所有者が他界、その後は当該土地の所在を知らないまま、相続登記を完了したとのことであり、現地は昭和 5 9 年以降 耕作しておらず、昭和 6 2 年頃より原野化し現在に至っているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。 なお、これは合同調査でありまして、1 0 月 1 6 日 午前 1 0 時 2 0 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められました。 ご報告は以上です。
会 長	本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。
農地部会長 吉田 武幸 委員	地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。

<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 46 号 現況確認証明願についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 46 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 47 号 令和 2 年度会津若松市の農地等の利用の最適化に関する改善意見(案)について を議題といたします。 提出案件について、農地等利用最適化検討部会長より説明を求めます。</p>
<p>農地等利用最適化 検討部会長</p>	<p>このことについては、第 1 0 回総会後の農地利用最適化活動報告会及びアンケートにより全委員に対しご意見をお伺いしたところ、特にご意見はありませんでした。</p> <p>その後、1 0 月 9 日、第 3 回の農地等利用最適化検討部会を開催し、最終的な検討を行ったところであり、部会での検討結果を踏まえ、文言の一部を修正のうえ、令和 2 年第 1 1 回会津若松市農業委員会総会の議案第 4 7 号として上程いたしました。</p> <p>この内容で、皆さんのご審議をお願いするものです。 前回からの主な修正箇所は、5 箇所です。</p> <p>まず、「1. 担い手への農地集積について」の「(1)人・農地プランの実質化に向けた取組について」ですが、集落での話合いが進まない原因として「興味・関心が少ない」点を追加しております。</p> <p>また、プラン作成が円滑に進むように「制度全体に精通した職員を配置」することを強調する文章に修正しております。</p> <p>次に、「(2)スマート農業に対応した圃場整備の推進について」ですが、「スマート農業に対応した区画・形状とするべき」という趣旨がはっきりするよう、タイトルと文章を修正しております。</p> <p>また、「(3)省力化技術等の普及啓発について」及び「(4)交換分合による集積について」は(2)と関連があることから、項目の順序を繰り上げております。</p> <p>次に、「2. 遊休農地の解消について」の「(1)遊休農地解消施策の充実について」と(2)耕作放棄地解消対策事業の充実については、それぞれ「国・県施策」「市施策」の文言を追加し、改善意見の対象とする施策の明確化を図ったところですので。合わせて(2)については、「市民に対する広報活動」について、より具体的に文章を修正しております。</p> <p>最後に、「(3)遊休農地の解消による生産供給体制の構築について」ですが、国の「食料・農業・農村基本計画」では食料自給率の目標達成のための施策の一つとして「生産供給体制の構築」を挙げていることから、この部分を強調するよう、タイトルと文章を修正しております。</p> <p>この総会で議決をいただければ、きたる 1 1 月 9 日月曜日、午後 4 時 1 5 分より会津若松市長に対し意見書を提出するとともに、同日午後 1 時より会津若松市議会議長に対し意見書に関する協力を要請するとしております。</p> <p>意見書の提出、協力要請にあたっては、例年どおり、永井会長、渡部会長職務代理者、吉田農地部会長および農地等利用最適化検討部会部正副部会長、さらに事務局 3 名により対応したいと考えておりますので、ご了承願います。</p> <p>農地等利用最適化検討部会長より説明が終わりました。</p>

会 長	<p>本件について、ご意見・ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。令和2年度会津若松市の農地等の利用の最適化に関する改善意見（案）について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第47号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>なお、市長に対する意見等の提出につきましては、例年どおり私ども役員で対応してまいります。ご了承をいただきたいと思います。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第23号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、</p> <p>報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、及び報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第23号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出の1番から4番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。</p> <p>との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、1番及び3番4番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。</p>

会 長	<p>2番には、⑤現状を変えて土地利用を図る場合は、開発管理課開発グループと協議を行ってください。との意見が付されております。 以上報告でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午前10時10分 閉会を宣言する。)</p>
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和2年10月30日

会津若松市農業委員会 会長

8番農業委員 佐野 和枝

9番農業委員 小檜山 祐一